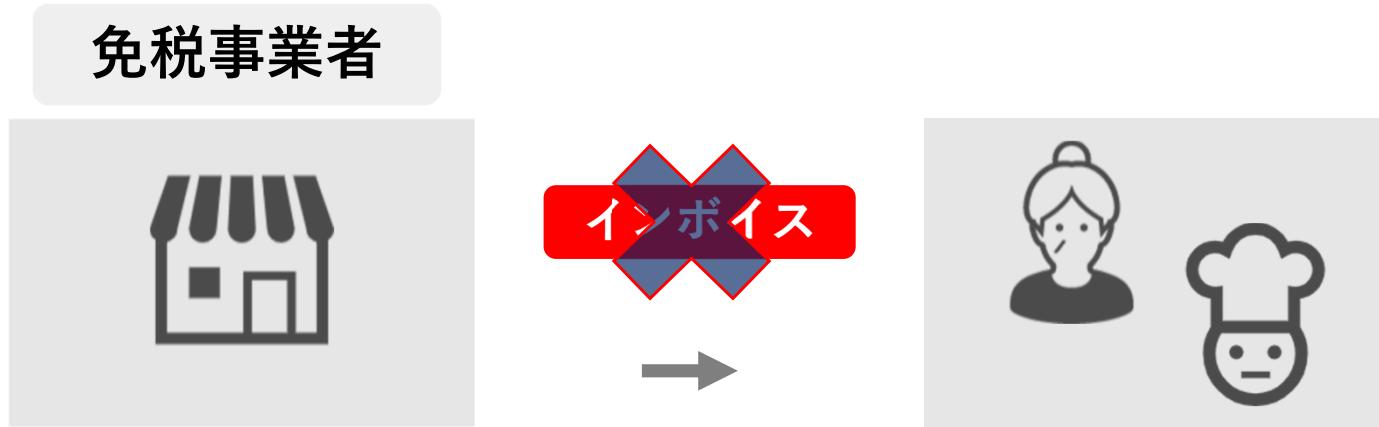


# 免税事業者の対策は？（免税事業者のままでいる）



- B to Cメインであれば、免税事業者のままでよさそう
  - 取り換えがきかない関係であれば、インボイスの影響はないかも
  - 相手が免税事業者や簡易課税を採用している場合は、  
インボイスの発行を求めてこないこともあるが・・・
- 
- 値引交渉された場合は、話し合いによって価格を決定する  
→ 経過措置\*を考慮して交渉 \*8番目の動画で説明
  - 消費税は外税で請求しないほうがいい  
→ 違法ではないが、免税なのに消費税をとるの？と印象が悪い

## ■ 免税事業者の対策は？（課税事業者を選択）



- ・ 消費税納税分の利益が減る
- ・ 消費税納税分のお金も減る
- ・ 一般課税と簡易課税の有利不利シミュレーションが必要

# 簡易課税制度とは

## 一般課税

➤ 「実額」で計算

お客からもらった  
消費税

—

仕入や経費で  
自分が払った消費税

=

納める消費税

## 簡易課税

➤ 「みなし」で計算

お客からもらった  
消費税

—

お客からもらった  
消費税 × みなし仕入率

=

納める消費税

みなし仕入率

【条件あり】

- 2年度前の売上が5,000万円以下
- 簡易課税選択届出書を提出
- 選択したら、2年間は強制適用

事業の種類	具体例	みなし仕入率
第1種事業	卸売業	90%
第2種事業	小売業等	80%
第3種事業	製造業等	70%
第4種事業	その他の事業	60%
第5種事業	サービス業等	50%
第6種事業	不動産業	40%

## ■ インボイス発行事業者になることを決断したら

---

- 登録申請書を提出
- 簡易課税を選択する場合は、届出書を提出



申請書や届出書はわかりにくい部分が多いです。

思わぬミスを防ぐため、税理士にご相談ください。

## ■ インボイス発行事業者になることを決断したら

---

適格請求書発行事業者公表サイト（<https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/>）に事業者の情報が掲載される

### 個人事業の場合

- ・ 氏名、登録番号、登録年月日
- ・ 希望によって屋号や住所を公表することもできる

### 法人の場合

- ・ 名称、住所、登録番号、登録年月日

## 事業者をお客とする場合（B to B）のながれ

- 取引先に意向を確認する
- インボイス発行事業者になるかどうかの判断をする
- 免税事業者のままでいるなら、値決めの交渉をする
- 課税事業者になる（インボイスを発行する）なら、一般課税か簡易課税を選択するかの判断をする